

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合 共同声明

このたび、総務省は国地方係争処理委員会の勧告を受けて行った検討の結果について、指定しないとする判断を維持することを、泉佐野市に通知した。

ふるさと納税指定制度は、ふるさと納税制度の本来の趣旨に照らして、制度が健全かつ公平に運用されることを企図したものであり、今回の判断は、ふるさと納税制度を今後も維持・発展させていくためのものと理解している。

ふるさと納税は、寄付者にとって、自らの意思で納税先や使い道を選ぶことができる制度であるとともに、地域間の協力関係を理解する都市の寛容と地方の感謝に支えられる、これまでにない連帯の税制である。

我々は、これまでも、寄付金を活用し地域活性化につなげた優良事例の表彰やシンポジウムの開催、「ふるさと納税月間」の創設や共同宣言など、制度本来の理念や趣旨を広めるため、様々な活動を実践してきた。

今後も、ふるさと納税制度本来の趣旨を広く伝え、利用のすそ野がさらに拡大するよう、国民運動を展開していく。

令和元年 10 月 9 日